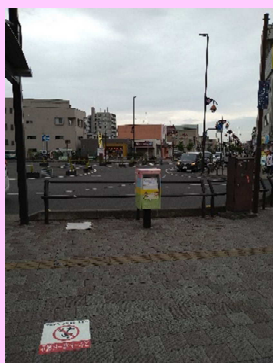


第6章 都市基盤

だれもが快適に暮らせるまち

20年後もこんな街であって欲しい...
(加須市 川島樹様)



幸手駅のさっちゃん郵便ポスト
と駅前通り
(幸手桜高等学校 安井雄人様)



ただいま
(幸手市 芝田智恵様)

去り逝く夢(春)と還りゆく青(夏)
(久喜市 荒井俊凜様)



※「幸手のしあわせ写真」にご応募いただいた写真を掲載しています。

第1節 計画的な土地利用



【施策の目的】

- ・市全域で地域の特性に応じたまちを形成すること。
- ・幸手市に愛着を持てるような土地利用・都市形成を図ること。

現況と課題

- ・人口の急激な減少や高齢化を背景として、地方都市においては、地域の活力を維持するとともに、医療、福祉、商業などの生活機能を確保し、高齢者などが安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携してコンパクトなまちづくりを進めることが求められています。
- ・平成27年（2015年）3月に首都圏中央連絡自動車道（圏央道）幸手インターチェンジが開設されました。これに伴い、産業基盤づくりを積極的に推進するため、インターチェンジの東側地区を市街化区域へ編入し、県と協同して幸手中央地区産業団地を整備しました。都市計画道路惣新田幸手線バイパスの整備に合わせ、幸手中央地区産業団地の拡大について土地利用の検討を進めています。
- ・平成22年度（2010年度）に事業認可を取得した幸手駅西口地区の土地区画整理事業により、市街地整備を進めています。
- ・生活機能の集約や、人口減少などによって増加してきた市街地内の空き家、空地の活用などにより、市街地内の利便性を高め、幸手駅西口地区の土地区画整理事業と合わせて、転入先として選ばれる魅力ある市街地の形成に計画的に取り組む必要があります。
- ・昭和47年（1972年）に入居が開始された幸手団地については、子育て世代の方々に選ばれる住まいづくり、高齢者をはじめとする多様な世代が安心して住み続けられるような住まいづくりの実現のため事業者と連携を図っていく必要があります。

成果指標

指標名[指標の説明]	実績値 (令和4年度)	目標値 (令和10年度)
①計画的に整備された市街地の面積 [市街化区域内の土地区画整理事業や1ha以上の大規模開発行為の事業の完了率]	95%	96%

施策の内容

1 土地利用構想の実現化

- 快適な生活環境の確保や産業の発展に基づき、市の活性化を図るため、地域の持つ特性を十分にいかし、良好な市街地と貴重な田園環境に配慮しながら土地利用構想の実現を図ります。
- 幸手駅西口地区の土地区画整理事業については、引き続き関係権利者の理解を得ながら事業を推進します。

2 都市計画マスタープランの推進

- 「幸手市都市計画マスタープラン」に基づき、市民との協働による計画的なまちづくりを進めます。
- 「幸手市都市計画マスタープラン」に位置づけられたコンパクトで活力のあるまちづくりを推進するため、立地適正化計画の策定を進めます。

3 土地利用の規制・誘導

- 地域の特性に応じた秩序あるまちづくりの実現に向けて、区域区分*や地域地区*などの都市計画制度を活用することで、土地利用の適正な規制・誘導を図ります。
- 開発許可制度の運用により、良好な宅地水準を確保し、無秩序な開発を抑制します。

4 住民参加型のまちづくり

- まちづくりの計画策定および事業実施にあたり、市民が主体的に関わる体制や仕組みづくりを検討します。
- 地域におけるまちづくりのための協議会など、地域住民が主体となる活動を支援します。

《関連する計画》

- 幸手市都市計画マスタープラン

協働の役割

市民・事業者	・自分たちの住むまちや地域に愛着を持ち、まちづくりに対する理解を深め、まちづくりの活動に主体的かつ積極的に参加、協力します。
行政	・計画的なまちづくりを推進するため、土地利用構想に基づいた適切な土地利用を誘導します。 ・地域におけるまちづくりのための協議会など、地域住民が主体となる活動への支援を行うとともに、市民との協働のまちづくりを実現するための体制整備に努めます。

第2節 豊かな住環境の整備



【施策の目的】

- ・駅周辺に、市の玄関口にふさわしい街並みを形成し、にぎわいを創出すること。
- ・地域の特性をいかし、幸手らしい景観を形成すること。
- ・水と緑による快適で潤いある生活を楽しめる環境を整備すること。

現況と課題

- ・市の中央から東部には、緑豊かな田園空間が形成されています。幸手インターチェンジ東側地区の幸手中央地区産業団地については、地区計画*により、周辺環境に配慮した緑豊かな景観形成が進められています。
- ・計画的に整備された戸建て住宅地や産業団地では、緑豊かな都市景観が形成されており、将来に向けてこれらを保全・維持していくための方策が必要です。また、既成市街地についても、良好な街並みを形成・保全するための方策が求められています。
- ・幸手駅西口土地区画整理事業については、都市計画道路西口停車場線や都市計画道路杉戸幸手栗橋線の一部および9m路線などの区画道路の一部の整備が完了しています。また、区画道路9m路線に交通の負荷がかかっていることから、都市計画道路西口停車場線の早期全線整備、都市計画道路杉戸幸手栗橋線の整備推進が必要となっています。
- ・一定の規模を超える建築物の整備にあたっては、「埼玉県景観条例」に基づいた助言・指導を実施しています。
- ・都市公園面積は、45.23ha（令和3年度（2021年度）末）となっており、市民一人当たりで換算すると9.05㎡となり、県平均の7.19㎡を上回っていますが、中心市街地での公園整備の推進が求められています。また、公園施設の老朽化が進んでいるため、既存施設の修繕・更新を計画的に行うことが必要です。
- ・県営権現堂公園2号公園が令和4年（2022年）10月に開園し、水と緑による快適で潤いある環境整備に繋がりました。

成果指標

指標名[指標の説明]	実績値 (令和4年度)	目標値 (令和10年度)
①「公園施設長寿命化計画」における遊具整備率 [「公園施設長寿命化計画」における遊具整備率]	55%	100%
②市民一人当たりの都市公園面積 [市民一人当たりの都市公園面積]	11.49㎡	12.28㎡
③幸手駅西口土地区画整理事業の仮換地指定*進捗率 [仮換地全体面積に対する仮換地指定済面積の割合]	41%	77%
④幸手駅西口土地区画整理事業の幹線道路整備進捗率 [幹線道路総延長に対する幹線道路整備済延長の割合]	43%	88%

施策の内容

1 田園景観の保全・創造

- 田園に散在する屋敷林や社寺林などの貴重な緑は、まちの原風景を形成しています。これらの潤いのある景観について、その保全を図ります。
- 緑や公園など、自然の中で子どもが遊べる環境づくりに努めます。
- 県など関係機関と連携し、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）沿道における乱開発を抑制します。

2 良好な住環境の整備と景観づくり活動の支援

- 住宅・住環境の整備に努め、良好な住まい・まちづくりを推進します。
- 地区の特性を把握しながら地区住民の理解を得て、地区計画、建築協定*などの制度を活用し、良好な住環境の創出を進めます。
- 今後、地区計画区域内の住宅の建替えが進むことから、改めて制度の内容について周知徹底を図ります。
- 市民が主体となって行う景観づくり活動や良好な景観形成に役立つ活動を総合的に支援する体制づくりに取り組みます。

3 大規模建築物などへの指導

- 良好な景観形成を図るため、特に大規模建築物を建築する際は、景観法に基づく行為の届出による適正な制限の下で、周辺環境と調和した景観の保全が図られるよう助言・指導を行います。

4 公園整備の推進

- 「幸手市公園施設長寿命化計画」に基づき、老朽化した遊具などを計画的に更新し、適切な維持管理を行います。
- 県と連携し、県営権現堂公園の桜の保全を図ります。
- 地域に密着し、快適に利用できる公園づくりの一環として指定管理者制度を推進します。
- 幸手駅西口に計画している親水公園の整備を推進します。

- 地域コミュニティなどによる身近な公園の維持活動を促進します。

5 緑地・水辺環境の整備・保全

- 市民の良好な生活環境を確保するため、街路樹などにより公的空間の緑化に努めます。
- 権現堂調節池（行幸湖）周辺や中川、江戸川沿いなど土地利用構想で水と緑のゾーンに位置づけられた地域について、水辺や緑地の保全を図ります。
- 河川を中心とした地域のにぎわい創出を図ります。
- 河川や歩道などを活用し、風や緑を感じながら市内の公共施設や文化財などをつなぐ「ふれあい散策路」について、既存の路線の環境整備を推進します。

6 幸手駅西口土地区画整理事業の推進

- 幸手駅西口土地区画整理事業については、権利者に対しきめ細やかな事業の説明を行うことで、仮換地指定、建物などの移転、工事などを着実に推進します。
- 区画道路9m路線の交通負荷を軽減し、アクセスの向上を図るため、都市計画道路西口停車場線的全線整備および都市計画道路杉戸幸手栗橋線の整備を行います。

7 幸手駅周辺の市街地整備

- 幸手駅周辺については、商業、サービスなどの都市機能の集積を図ることにより、市民の生活利便性の向上を目指します。

＜関連する計画＞

- 幸手市公園施設長寿命化計画
- 幸手駅周辺地区における交通環境の改善とにぎわいのある交通結節点の形成

協働の役割

市民・事業者	・自分たちの住むまちや地域を大切に思う気持ちをはぐくみ、周囲の景観を保全、創造するための活動に主体的に取り組めます。また、地区計画などのルールを理解し景観の保全に努めます。 ・土地区画整理事業の事業内容を理解し、市民として関われる内容については、積極的に参加・協力します。 ・「公園愛護活動」などにより、地域の公園・緑地などの維持に参加・協力します。
行政	・良好な景観形成に向けて、市民の主体的な取組を支援します。 ・地区計画区域内における制度の周知徹底を図るとともに、住民の高齢化に伴い生じる課題について、住民の意向を踏まえ、調和のとれた街並みづくりを検討します。 ・土地区画整理事業の事業内容や法律・制度などに関する適切な情報の提供を行います。 ・市や指定管理者は、地域住民が活動しやすいように支援します。

第3節 雨水対策の推進



【施策の目的】

- ・道路の冠水など雨水や河川の氾濫による被害を最小限に抑えること。

現況と課題

- ・市内には、江戸川をはじめとして、中川、倉松川、権現堂川などさまざまな河川が流れていますが、高低差が少ないため、大雨時などに冠水が発生しやすい地域となっています。このため、国や県では、首都圏外郭放水路*整備事業や江戸川堤防強化、倉松川や中川の河川改修を進めています。また、近年、全国で線状降水帯などによる集中豪雨が多く発生しており、市では雨水貯留対策として貯留施設の整備や、排水機能維持のためポンプ場の更新などを行っています。さらに、河川（大中落、中落）の流下能力確保のため、しゅんせつも実施しています。今後も河川改修の促進や内水対策に必要な施設の整備、機能維持などに取り組むことが求められています。
- ・市が位置する中川流域においては、開発に伴う雨水流出量の増加や、気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化に備え、特定都市河川の法指定を検討しています。

成果指標

指標名[指標の説明]	実績値 (令和4年度)	目標値 (令和10年度)
①時間雨量30mm以下の大雨時における床下浸水(店舗内浸水を含む)の発生件数 [時間雨量30mm以下の大雨時における床下浸水(店舗内浸水を含む)の発生件数]	1件	0件

施策の内容

1 河川やポンプ場の整備

- 降雨量に基づく雨水の河川への流出量を計算するとともに、整備手法の効果検証を行い計画的に河川管理施設やポンプ場の整備を行います。

2 河川やポンプ場の適切な維持管理

- 河川のしゅんせつ工事*や草刈りなどの維持管理を行い、河川の流下能力を確保します。
- ポンプ場の定期点検を行い、適切な運転が行えるように維持管理を行います。

3 既存開発地に対する流域貯留施設*などの維持管理

- 河川への流出抑制のため小・中学校に設置されている流域貯留施設の維持を行います。
- 市で管理する調整池について、しゅんせつ工事や草刈りを行い機能維持を図ります。

4 調整池や雨水幹線の整備の検討

- 浸水被害が著しい地区への対策として調整池や雨水幹線の整備の検討を行います。
- 調整池や雨水幹線整備の際には、県と市が連携して河川および雨水施設の整備をより効率的に実施できるように、連携方策の検討を行います。

《関連する計画》

- 幸手市地域防災計画
- 幸手市国土強靱化地域計画

協働の役割

市民・事業者	・河川・水路の美化活動や情報提供などに取り組むボランティア団体などに積極的に参加します。
行政	・調整池や雨水幹線の整備を推進します。

第4節 道路網の整備



【施策の目的】

- ・市内各地域や他市町へ円滑に移動できる道路網を整備すること。
- ・歩行者や自転車利用者が安全・安心に通行できる道路環境を整備すること。

現況と課題

- ・首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の開通および幸手インターチェンジの整備により、広域交通の利便性が飛躍的に向上しました。
- ・幸手駅西口土地区画整理事業の進捗に伴い、区域内の都市計画道路の整備を進めています。
- ・生活道路の整備や維持管理については、市民からの要望や、パトロールにより発見した損傷箇所の補修を行っています。また、生活道路の拡幅にあたっては、住宅の新築や建て替えの際に、道路後退用地の買収制度を案内していますが、実際には買収に至らないケースもあり、課題となっています。
- ・橋りょうについては、「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、個々の橋りょうの改修を行っていることから、引き続き、計画的に橋りょうの架け替えや修繕工事を進めていくことが必要です。

成果指標

指標名[指標の説明]	実績値 (令和4年度)	目標値 (令和10年度)
①都市計画道路整備率 [都市計画道路の総延長に対する整備済延長の割合]	65%	68%
②4m未満の道路後退用地に対する買い上げ延長 [狭あい道路*から幅員4mの道路に広がった長さ(両側後退の片側買い上げ道路も含む)]	3,455m	3,750m
③計画的な舗装修繕の実施延長 [主要道路の計画的な舗装修繕の実施延長]	3,070m	6,000m

施策の内容

1 都市計画道路の整備

- 幸手駅西口土地区画整理事業地内の都市計画道路西口停車場線や杉戸幸手栗橋線の整備を行います。
- 他市町との連絡道路となる都市計画道路杉戸幸手栗橋線の整備を推進します。また、惣新田幸手線バイパスなどについても、他市町や国、県との連携を図りながら整備を促進します。

2 生活道路の整備・維持管理

- 狭あい道路における建築後退用地の買収制度の活用により、道路空間を確保します。
- 主要道路の計画的な舗装修繕を実施するとともに、生活道路の舗装の穴や破損した側溝蓋の交換などの修繕を適切に行います。

3 橋りょうの維持修繕の実施

- 「幸手市橋梁長寿命化修繕計画」に基づく橋りょうの定期点検や修繕を実施します。

＜関連する計画＞

- 幸手市都市計画マスタープラン
- 幸手市橋梁長寿命化修繕計画
- 幸手市国土強靱化地域計画

協働の役割

市民・事業者	・だれもが安全で快適に通行できるよう、正しい道路利用に努めます。 ・道路の美化活動および維持管理活動を積極的に行います。 ・道路の損傷箇所を発見した際には情報提供を行います。
行政	・道路網の整備や道路利用の考え方について、情報発信を行い、市民の理解を促進します。 ・市民やボランティア団体による道路の美化活動および維持管理活動を支援します。

第5節 公共交通の利便性の確保



【施策の目的】

- ・だれもが気軽に市内外へ移動ができる公共交通の利便性を確保すること。

現況と課題

- ・市の主な公共交通は鉄道、バス、タクシーなどが挙げられます。市内循環バスは、市民の日常生活を支えるための公共交通として運行しており、主に通院・買い物などで利用されています。今後は、市内循環バスの利用促進および、利便性を高めていくための検討が必要です。
- ・高齢化などが進む中で、市民の移動手段の確保が求められているため、公共交通間および地域の多様な輸送資源が連携し、都市環境・生活環境に適応した交通ネットワークを構築して移動手段を確保していくことが必要となっています。

成果指標

指標名[指標の説明]	実績値 (令和4年度)	目標値 (令和10年度)
①市内循環バスの利用者数 [市内循環バスの年間利用者数]	22,783人	28,450人



■市内循環バス

施策の内容

1 持続可能な公共交通ネットワークの確保

- 市民の市外への移動や他の地域から市を訪問する人の利便性を向上させるため、引き続き鉄道事業者に対し、幸手駅の発着本数増加と急行の増発などを要望していきます。
- 鉄道、バス、タクシーなどの既存の主要な公共交通や地域の多様な輸送資源が連携することで、地域全体の持続可能な公共交通ネットワークの確保を推進します。

2 市民の移動手段の継続的な確保

- 地域の特性に応じて市民の移動手段が確保されるようニーズの把握に努め、新たな資源や技術の活用についても検討しながら、公共交通の改善に努めます。
- 持続可能な公共交通を将来に渡り維持、確保するため、市民全体で公共交通を守り、育てる意識が形成されるよう、公共交通の積極的な利用を呼びかけます。

3 市内循環バスの充実

- 市内循環バスについて、市民のニーズを把握し、利便性を向上させるための改善や見直しに努めます。

《関連する計画》

- 幸手市地域内フィーダー系統確保維持計画

協働の役割

市民・事業者	・鉄道、市内循環バス、民間バスなどの公共交通機関を積極的に利用します。
行政	・市内循環バス利用促進に向けたPRや情報提供に努めます。 ・公共交通に対する市民ニーズの把握に努めるとともに、運行上の安全の確保と公共交通の利便性の向上、また事業者への要望活動を行います。

第6節 安全な水の供給



【施策の目的】

- ・安全でおいしい水を利用できるよう関連施設の維持・保全を図ること。

現況と課題

- ・水道事業は、市民生活に不可欠なライフラインであり、安全・安心な水を安定的に市内全域に供給することが求められています。
- ・昭和36年（1961年）4月に上水の一部供給を開始し、昭和39年（1964年）10月に全町供給となりました。その後、7期にわたる拡張事業により、令和3年（2021年）3月末で給水人口49,598人、年間総配水量6,588,838㎥、普及率99.9%となっています。
- ・設置から約50年が経過し、水道施設の老朽化が進む中、特に重要な基幹管路については、計画的に更新していくことが求められています。また、創設期に配水管として大量に使用された石綿セメント管は耐震性に劣ることから、未更新区間の改修完了に向けた取組が求められています。
- ・今後は、更新・修繕などの費用の増大が予測される一方で、少子高齢化や人口減少により給水量の増加が望めない状況にあり、より一層の経営の効率化が求められています。
- ・水資源を有効に活用するために、漏水を減らすとともに節水運動の推進や節水意識の高揚に取り組むことが必要です。

成果指標

指標名[指標の説明]	実績値 (令和4年度)	目標値 (令和10年度)
①老朽管（石綿セメント管）の更新率 [総管路延長に対する石綿セメント管から更新された管延長の割合]	99.5%	100%
②有収率* [浄水場からの配水した水量に対する料金として収入のあった水量の割合]	88.7%	89.5%
③水質基準適合率 [年間水質検査回数（12回）に対する年間水質基準適合回数の割合]	100%	100%

施策の内容

1 水の安定供給

- 地下水水源と県水水源の水源バランスの確保を図り、老朽施設の改修や維持管理に努めるとともに、水道施設の耐震性の向上を図り、水の安定供給に努めます。
- 安心して利用できる水を供給できるよう水質管理体制の充実を図ります。
- 災害用水道資材の備蓄を図るとともに、災害時における水道施設の復旧体制の強化など、災害が発生した場合でも安定した水を供給できる体制づくりに努めます。
- 安全な水を供給するために、水源から給水栓に至る統合的な水質管理を行う水安全計画の策定を検討します。

2 水の有効利用の促進

- 貴重な資源である水を有効利用するため、節水運動の推進、節水意識の高揚に努めます。
- 漏水の早期発見を図るため、漏水調査*に努めます。

3 経営の効率化

- 「幸手市水道ビジョン」や「幸手市水道事業経営戦略」に基づき、計画的・効率的な事業運営に努めます。
- 水道事業の広域化*に向けて県や、関係市町との調整・検討を引き続き行います。

＜関連する計画＞

- 幸手市水道ビジョン
- 幸手市水道事業経営戦略
- 幸手市水道水質検査計画

協働の役割

市民・事業者	・水が限りある資源であることを理解し、節水に取り組みます。
行政	・水を大切にする意識高揚のため、節水に対する理解と協力に関する広報活動の充実を図ります。

第7節 生活排水対策の推進



【施策の目的】

- ・生活環境の改善や公衆衛生の向上が図られ、市民が衛生的かつ快適に暮らせること。
- ・生活環境衛生が保たれるよう、生活排水の適正な処理を行うこと。

現況と課題

- ・生活排水対策については、国では「持続的な污水处理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」を示し、その方針を受けて令和3年（2021年）3月に県で「埼玉県生活排水処理施設整備構想（中間見直し）」が策定されました。この構想では、令和7年度（2025年度）までに生活排水未処理人口をゼロとすることを目標に、各地域がその地域に最も適した形で、公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽を適宜選択しながら整備を進めていく方針となっています。
- ・公共下水道は、昭和60年（1985年）に着手し、全体計画の見直しや事業認可区域の拡大を行いながら事業を推進してきました。今後は、整備率の推進を行うことと同時に、公共下水道施設の更新・修繕など費用の増大が予測されるため、長期的な計画を立て、より一層の経営の効率化が必要です。
- ・農業集落排水は、既存施設の水洗化率を100%に近づけていくため、引き続き未接続世帯に対するより一層の啓発活動を行うことが必要です。
- ・生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽設置の普及促進を図っており、単独処理浄化槽などから合併処理浄化槽へ転換する人に補助金の交付を行っています。
- ・今後は、将来の人口動向を踏まえながら、より地域の特性に適した処理方式を適宜選択し、生活排水処理人口を増やしていくことが必要です。

成果指標

指標名[指標の説明]	実績値 (令和4年度)	目標値 (令和10年度)
①公共下水道整備率(汚水) [下水道都市計画決定面積(577ha)に対する公共下水道整備済み面積の割合]	69%	77%

施策の内容

1 公共下水道の整備

- 県などの関係機関における計画と整合を図りながら、下水道整備面積を計画的に拡大し、公衆衛生の向上を推進します。

2 公共下水道の水洗化の促進

- 公共下水道供用開始区域内における水洗化（接続）普及促進のため、引き続き広報紙やパンフレット、説明会など啓発活動を行います。

3 公共下水道施設の維持管理の充実

- 汚水中継ポンプ場*の適切な維持管理をはじめとして、「幸手市公共下水道事業経営戦略」に基づいて、点検整備や修繕工事を実施します。
- 下水道管渠（きょ）*や公共枿（ます）*の点検および補修については、市民生活に支障が出ないように、適切な維持管理を行います。

4 農業集落排水施設の維持管理の充実および水洗化の促進

- 農業集落排水による生活排水処理施設の適切な維持管理に努めます。

5 合併処理浄化槽設置および維持管理の啓発

- 浄化槽処理促進区域での合併処理浄化槽の設置を促進します。
- 浄化槽の機能を十分に発揮させるため、浄化槽設置者の適正な維持管理を促進します。

＜関連する計画＞

- | | |
|-------------------|------------------|
| ● 社会資本総合整備計画 | ● 生活排水処理基本計画 |
| ● 幸手市公共下水道事業経営戦略 | ● 一般廃棄物処理基本計画 |
| ● 幸手市農業集落排水事業経営戦略 | ● 中川流域別下水道整備総合計画 |

協働の役割

市民・事業者	・公共下水道整備への理解を深め、公共下水道供用開始区域においては、公共下水道に接続します。 ・農業集落排水区域においては、農業集落排水に接続します。 ・浄化槽設置者は、浄化槽の適正な維持管理をし、単独処理浄化槽や汲取り便槽は合併処理浄化槽へと転換します。
行政	・公共下水道と農業集落排水の普及や維持に向けて、各家庭や事業者に対して、水洗化や排水に関する啓発活動に努めます。 ・生活排水対策および合併処理浄化槽の設置の重要性について、意識の啓発を推進します。